令和元年度第1回さいたま市公共事業評価審議会 議事録

- 1 開催日時 令和元年11月22日(金) 10時00分~11時40分
- 2 開催場所 浦和コミュニティセンター 10 階 第 10・11 集会室 (浦和駅東口 浦和パルコ 10 階)
- 3 出席者 委員 久保田会長 桑田副会長 伊藤(史)委員 伊藤(匡)委員 小池委員 持田委員 八木澤委員

さいたま市 副市長 阪口進一

建設局 土取局長 反町理事

都市局都市計画部都市公園課 下村参事兼課長 外2名 都市局都市計画部みどり推進課 横田課長 外1名 建設局土木部道路計画課 斉藤課長 外2名

事務局(建設局技術管理課) 藤巻参事兼課長 外4名

- 4 議 事 (1)会長の互選
 - (2) 職務代理者の指名
 - (3) さいたま市公共事業評価について
 - (4) [事前評価] さいたま市における緑の保全と創出(第3期)
 - (5) [再評価] 一般国道122号蓮田岩槻バイパス整備事業
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事内容

《副市長挨拶》

阪口副市長

皆様、こんにちは。

(代読)

ただ今、ご紹介をいただきました、さいたま市副市長の阪口進一でございます。

本来であれば、清水勇人さいたま市長が参りまして、皆様にご挨拶すべきところでございますが、本日は公務が重なり、出席が叶いません。清水市長より皆様への挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより、本市政にご理解ご協力を 賜り、厚く御礼申し上げます。

またこのたびは、ご多忙の折、さいたま市公共事業評価審議会の委員を お引き受けいただき、感謝申し上げます。

さて、本日開催いたします『さいたま市公共事業評価審議会』は、本市

が行う公共事業評価について、専門的な見地からご審議いただくことで、 これまで以上に客観的かつ厳格な事業評価の実施に寄与することを目的と して設置させていただいたものでございます。

本市では、大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進のほか、大宮駅や浦和駅、浦和美園駅周辺等における再開発事業・区画整理事業の推進や地下鉄7号の延伸、新大宮上尾道路の整備促進など、今後も大規模な基盤整備の検討がなされているところであります。

その一方で、本市の公共施設の多くは、人口が急増した昭和四十年代から五十年代までに整備されたため、老朽化が進行しており、今後、大規模 改修や建て替えが必要となる建物の大幅な増加が見込まれます。

社会保障関連経費等の増大により公共投資への財政拠出が難しい状況の中、今後は、限られた財源で最大限の効果を生み出す公共事業のあり方が求められております。そのため、事業の推進にあたっては、これまでの制度や規制に捉われない、新たな視点や手法による公共事業が求められていると考えます。

このような状況を踏まえ、委員の方々には、それぞれの専門的なご見地により、本市の公共事業評価にご意見をいただくことで、今以上に効果的かつ効率的な行政の推進に寄与するものと考えておりますので、様々な角度から闊達なご審議をいただきたく、お願いするものでございます。

結びに、本審議会委員の皆様のこれからのご健勝とご活躍をご祈念申 し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(1) 会長の互選

事務局

- ・さいたま市公共事業評価審議会第4条第1項には、審議会に会長を置き、委員の互選により定める。同条第2項には、会長は、会務を総理し、審議会を代表する。とされていることから、会長について、各委員より推薦があるか。
- →委員より事務局からの提案を求められる。

事務局

・国や他都市でも様々な委員会の委員として活躍されていること、本市で も多くの委員会の委員を歴任されていること、かつ、平成22年度まで 設置していた『さいたま市公共事業評価監視委員会』においても委員長 を務めていた、埼玉大学の久保田先生が適任と考える。

委員

異議なし。

(() < () < () < ()

久保田会長

《久保田委員あいさつ》

・前身のさいたま市公共事業監視員会で委員を務めた折も、どれも重要な案件を審議していたが、特に印象に残っているのは大宮駅東口の再開発の件で、当時の状況を踏まえて議論の結果「廃止」となり、「都市計画(再開発)の廃止」の決定につながった。そのことが功を奏して、現在の大宮駅 GCS 化構想の前向きな議論になっていると思う。つまり、評価するということは、場合によっては廃止となるようにいろいろな意味を持っているということだと思うので、これからそれぞれの案件について様々な意味を持って審議をいただき、適切な判断をしていきたい。先ほどの副市長様のあいさつ同様、市にとって重要な審議会だと思っていますので、毎回慎重かつ積極的な議論をいただきたい。

(2) 職務代理者の指名

久保田会長 条例第3条第3項の規定により、職務代理は桑田委員を指名。

(3) さいたま市公共事業評価について

[さいたま市公共事業評価について事務局より説明 資料6]

《質疑応答》

小池委員

・審議会の運営、傍聴について、資料2の運営規定と資料3の傍聴要領の とおりでよいかという確認事項があったが、規定第4条「会議の公開」 では原則公開、ただし、「会長が認めるとき又は審議会が公開しない旨 を決議したときはこの限りではない」となっているが、非公開の場合の 規定を詳しく書いた方がいいのではないか。

事務局

・他の審議会等に規定を参考に作成しているところだが、関係部署ともど こまで書き込むことが適切なのかということを確認し、提示する。 [その他、下記の5点について審議のうえ、決定]

- 1. 資料2「さいたま市公共事業評価審議会運営規定」及び資料3「さいたま市公共事業審議会傍聴要領」について、一部、運営規程第4条について、多少追記する可能性があるものの、事務局の案のとおりとすることで概ね了解。
- 2. 現地視察は、事業の中止等、大幅な計画見直しを行う場合や、事業を取り巻く環境が大きく変わる場合についてのみ実施。
- 3. 審議会からの意見具申に対しては、意見を参考に見直し等を実施し、翌年度の審議会で対応状況等を報告。
- 4. 審議会の事前説明は、審議会資料を開催日の1か月前を目途に各委員へ送付する。送付資料について事前説明が必要な場合のみ、事務局と日程を調整する。
- 5. 議事録は、委員長が指名した2名に確認をいただいた後、各委員へ 送付する。今回は、伊藤(史)委員、伊藤(匡)委員を指名。
- (4) [事前評価] さいたま市における緑の保全と創出(第3期)

都市公園課 | [さいたま市公共事業評価について都市公園課より説明]

《質疑応答》

八木澤委員

・定量的指標の説明について、担保性のある緑地の割合と市民一人当たりの公園面積という目標値を設定しているが、緑地の割合であれば令和6年までに29.1%を達成とのことであるが、8ページ目に記載のある緑の基本計画であると、35%以上が最終目標値となっている。このことを踏まえると、達成するのはだいぶ先だという印象を受けるが、この基本計画の計画年度はいつなのか。

みどり推進課

- ・緑の基本計画は平成32年度(来年度)までの計画である。
- ・当初計画上は、35%以上確保が目標であるが、ここ4年の実績ベースを 踏まえた場合、29.1%が妥当な目標数値となった。
- ・具体的な緑地の現状としては、都市緑地法や条例に基づき指定された自然緑地・保存緑地であり、そのほとんどが私有地である。そのため、解除されるケースもあり、市としては、できるだけ維持する方向では考えているが、現実は、横ばいもしくは下がっている。
- ・その一方、開発行為等に伴う緑化協議等により、ある程度上昇しているという状況もあり、これらを鑑みると、29.1%を現実的な数値として目

標設定したところである。

都市公園課

- ・緑の基本計画及び市条例で、公園一人当たり面積は目標が10㎡としている。本市の場合、分母である人口も伸び続けており、公園面積を増やしているが、ここ5年は1人あたり5㎡前後とほぼ横ばいである。
- ・今回の指標の設定としては現在の人口を固定し、5年で何㎡増えるかを 目標とした。

久保田委員

・市のマスタープランや上位計画と事業評価の目標設定は若干性格が異なるということだと認識した。

桑田委員

・危険な遊具の更新率であるが、危険な遊具の更新はもちろんだが、一方で使用率の低い遊具は、撤去のみ実施し、新規設置はしないなどのことも考慮しているのかなど、更新率の補足をお願いしたい。

都市公園課

- ・この危険遊具の定義としては、平成27年に一般社団法人公園施設業協会が規準を改訂し、例えば鉄棒の基礎コンクリートのむき出し部分はゴムを張るなどの対処が必要となった。
- ・それを踏まえ、平成31年4月に、国から危険遊具に関し使用中止にする などの速やかな対処に関する通知が出され、さいたま市としても776 の危険遊具に対して使用中止をかけた。
- ・現状は、修繕できるものに関しては、修繕しているところで、大規模遊具 の撤去・更新については、今年度中に策定する長寿命化計画の中で、地元 との話し合いを踏まえ、決めていきたいと考えている。

桑田委員

・P24を見ると5ヵ年で20億円は撤去が前提ではないということか。

都市公園課 桑田委員

撤去も対象となっている。

都市公園課

・具体的には、今後それぞれ個別の時に地域の人に話や意見を聞いて判断 をしていくと理解したのですが。

持田委員

・計画の中で、まずどういう公園が対象となるのか計画を立て、詳細設計を 行う段階で地元の意見を聞き、実施の可否について検討したうえで、予算 要求を行っている。そのため、前年度にならないと詳細な金額は出ないの で、概算で20億円としているが、実際は金額が変わることもあり得る。

・B/C の考え方について、コスト (総事業費) の考え方は、用地費と施設費、50 年間の維持管理費であるとの説明であったが、この維持管理費は保守的か積極的かの捉え方により、長期間であるため、大分ぶれる部分であると思う。

・今回のB/Cは、結果的に数字が大きく出ているため全く問題はないと思うが、維持管理費はどのように考えているのか。

都市公園課

・維持管理費の考え方について、市内で街区公園や近隣公園など合計で約1,000公園程度存在するが、公園面積や植栽の本数など、指定管理者へ

の委託費等の実績をもとに算出している。

持田委員

・実績を踏まえるのは当然であるが、近年は、台風などの被害も甚大になる など維持管理費にも影響を及ぼす要因があるため、もう少し保守的に見 ることも必要なのではないかと感じる。

久保田委員

・国のマニュアルをもとに算出しており難しい部分もあると思うが、確か に今回の台風で非常に被害を受けた公園があり、現状の維持管理費だけ だと足りない可能性もこれから多々あると思うため、将来的には検討が 必要かもしれない。

(意見等以上)

久保田委員

・さいたま市における緑の保全と創出(第3期)の事業については、審議 会として意見具申は無しとし、本案件は妥当であるとの結論でよいか。

委員

異議なし。

久保田委員

本件の審議は以上。

(5) [再評価] 一般国道122号蓮田岩槻バイパス整備事業

事業所管課 [一般国道122号蓮田岩槻バイパス整備事業について、道路計画課より 説明]

伊藤(史)委員

・便益の算定について、定量的効果として、交通事故減少と計3点あげられていたと思うが、定性的効果として、環境の向上であるとか、緊急輸送道路としての効果は便益の中に数値として入っていないということでよいか。

道路計画課

・マニュアルの中で『走行時間短縮便益』、『走行経費減少便益』、『交通事故 減少便益』の3便益だけを計上することとされており、定性的効果は便益 には入っていない。

伊藤(史)委員

・国のマニュアル等では、定量的効果のみが便益とされている中で、定性的 効果も数値に入るといいのかなと感じるところもある。そういう意味で は、このような形で定性的な効果をこういった資料で残していくのは大 変よいことであると思う。

小池委員

・資料の14ページで、交差点の混雑状況の説明があったが、現状、右折と左折を繰り返しているということであったが、事業完了後は、右折や 左折をしなくてもよくなるということか。

道路計画課

・現在2車線で上下線を通行させているが、事業完了後は合計4車線で2 車線を川口方面、2車線を蓮田方面とでき、現状蓮田方面へ向かいクラン クで走行している車両が、直進できるようになるため、このポイントでの

交通渋滞が緩和されるということを見込んでいる。 (意見等以上)

久保田会長 ・一般国道122号蓮田岩槻バイパス整備事業については、審議会として 意見具申は無しとし、本案件は妥当であるとの結論でよいか。

各委員

異議なし。

久保田会長

・本件の審議は以上。

以上